

16 提言・指針

1 大田区総合防災力強化検討委員会からの提言

1 提言の経緯と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地に未曾有の被害をもたらすとともに、首都圏でも交通網をはじめ多くの影響を及ぼした。

大田区でも、震災直後から区内被害への対応や帰宅困難者対策をはじめ、計画停電対応や被災地への人的・物的支援など様々な応急対策に取り組んだ。それとともに、改めて大都市東京の脆弱性が浮き彫りになり、区の防災計画や対策に多くの教訓を投げかけた。

首都直下型地震が現実的な課題となり、東海・東南海・南海連動地震も危惧される中、大田区は、東日本大震災の教訓と一連の対応で培った経験をもとに、総合防災力をさらに強化するため防災対策の抜本的な見直しを行うこととした。

この危機意識から、平成23年7月、各分野の団体や区民等の方々に参画いただき「大田区総合防災力強化検討委員会」を設置して、区の災害対応のあり方や今後の方向性を検討いただいた。

本委員会では、10の防災に関する専門分野毎に現状の課題を抽出・検討した結果、「区民の命を守る」「最低限の生活を守る」の二つの視点から、区特有の地域特性や脆弱性もふまえ、課題解決のための対策方針及び対策項目を提案するに至った。また検討の過程で「地域力の結集」の重要性が改めて確認された。

そして、平成24年1月25日に「大田区総合防災力強化検討委員会報告書 ー地域力の結集ー」をまとめいただき提言を受けた。今後は、この報告書をふまえて、地域力を結集した大田区の防災対策に区民とともに取り組み、総合防災力の強化に努めていく。

ここでは、大田区の総合防災力強化に向けて、今後の防災対策の方向性を示している「大田区総合防災力強化検討委員会報告書」についてその概要を示す。

2 東日本大震災における区の教訓

「東日本大震災」は、東京に大規模地震が発生したらどのような被害が生じるかを想像するうえで、様々な教訓を示している。

「首都直下地震」などが発生して建物の倒壊や延焼火災等が発生すれば、多くの命や財産が奪われるほか、交通渋滞が起こり、消防活動、救急患者や緊急物資の搬送も滞る事態にもなる。鉄道が運転を停止すれば、大量の帰宅困難者が発生し、同じく交通渋滞を引き起こす要因の一つとなる。電力や水道、ガスのライフラインの供給が一旦止まってしまえば、個人ではどうすることもできず復旧を待つしかない。災害から命を守ったとしても、中長期にわたり生活が困難になる事態の発生なども十分想定される。

このような従来から想定されている課題の発生が確認されたことに加え、さらに津波災害や長周期地震動による高層ビルの被害など新しい課題も明確になった。

- ① これまでの「首都直下地震対策」は十分であったのか。
- ② 津波対策や原子力災害など、区が取り組んできていない新たな問題にどう向き合うのか。

区はこの2つを乗り越えるべき教訓目標として捉え、今後の対策の検討に反映することとした。

< 参 考 >

東日本大震災における各地の被害の概要

項 目	概 要
■発生状況	<p>平成23年3月11日(金)午後2時46分頃に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、日本観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録する巨大地震となった。</p> <p>この地震により宮城県栗原市での震度7をはじめ、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強など広い範囲で強い揺れが観測された。</p> <p>震災による死者・行方不明者は約2万人、建物の被害は全壊・半壊をあわせて27万戸以上、ピーク時の避難者は40万人以上にのぼった。</p>
■揺れの被害	<p>地震の揺れや液状化現象、地盤沈下などにより、東北と関東の広大な範囲で建物の倒壊、ライフラインの寸断、ダムが決壊といった被害が発生した。</p>
■大津波の被害	<p>この地震により各地で10メートルを超える大津波が発生し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など東北・関東地方の沿岸集落に壊滅的な被害をもたらした。</p> <p>電力・水道・ガス・通信・鉄道など都市の基盤となるライフラインを寸断し、一部地域では行政機能も麻痺し、初期の救助救出や応急復旧作業も困難を極めた。</p> <p>発災当日、区内鉄道会社の各線が運転を見合わせたことにより、蒲田駅・大森駅周辺を中心に多数の帰宅困難者が発生した。</p>
■原子力発電所事故の被害	<p>東京電力福島第一原子力発電所は、地震の揺れと津波により全電源を喪失し、大量の放射性物質の放出を伴う原子力事故に至った。</p> <p>原発に近接した自治体のみならず、これまで原子力災害による避難が想定されていなかった地域にまで被害が拡大した。</p>
■産業への影響	<p>東北地方には、重要な部品や材料等を提供する企業が多数あり、日本の製造業における重要なサプライチェーンの一翼を担っていたため、地震・津波、原発事故の災害により生産・物流ラインがストップしたことで、日本ばかりではなく海外の企業まで稼働を一時停止せざるを得ない状況に至った。</p> <p>また、地震や大津波等による直接的な被害ばかりでなく、放射能汚染による農林業や水産業への被害は広範囲に及び、風評被害も加わり、復興の足かせとなっている。</p>

大田区の主な災害対応

「東日本大震災」によって、大田区では最大震度5強が観測されたため、直ちに災害対策本部を設置するとともに、地震情報及び区内の被害状況等の情報収集を開始し初動対応にあたった。

区内では人的被害や火災発生こそなかったものの、建物被害、道路・橋梁等の物的被害が生じたほか、多数の帰宅困難者が発生した。また、計画停電、放射性物質の拡散、風評被害など、これまで全く想定していなかった様々な事態が生じ、区民生活に影響を及ぼした。

次に主な災害対応を示す。

特徴的な出来事	主な対応
<p>■区の災害対応</p>	<p>平成23年3月11日（金）午後2時46分の地震発生直後、区は、「大田区災害対策本部」を設置し、同時に第2次非常配備態勢を発令した。</p> <p>2時50分に第3次非常配備態勢へと移行し、災害情報及び区内の人的・物的被害状況、火災発生状況等の情報収集を行い、区内の被害状況を把握し、迅速な初動対応あたる。</p> <p>本部会議は、延べ17回開催し、初動対応、帰宅困難者対策、被災者対応などの災害対応を行うとともに、計画停電対応や原発事故等に関連した新たな課題についても対策を実施した。</p> <p>また、3月17日（木）に「大田区被災地支援本部」を設置し、宮城県東松島市への支援を中心に、職員派遣、ボランティア派遣、義援金や寄付金などの支援を行った。</p>
<p>■帰宅困難者の発生</p>	<p>発災当日、区内鉄道会社の各線が運転を見合わせたことにより、蒲田駅・大森駅周辺を中心に多数の帰宅困難者が発生した。</p> <p>区では、駅周辺の混乱解消と帰宅困難者の安全を確保するため、同日午後4時30分頃から一時収容施設及び避難所の開設を行い、帰宅困難者を誘導するとともに、毛布など必要な物品や鉄道各社の運転再開情報を提供するなどの対応を行った。</p> <p>蒲田駅周辺の滞留者はアプリコや日本工学院専門学校等に約1,800名、大森駅周辺は山王小学校、入新井第一小学校等に約250名、京急蒲田駅周辺は産業プラザ等に約500名収容など、区内全体として46箇所の一時収容所・避難所を開設し、最大約3,150名の帰宅困難者を収容した。</p> <p>同日午後11時30分頃に、一部路線が運転再開し、その後、各線運転再開に伴い収容人数が減少し、翌12日午後2時頃にすべての一時収容所及び避難所を閉鎖した。</p>
<p>■電力危機の影響</p>	<p>地震・津波で発電設備が被災したことによる電力危機の影響から、北千東の一部地域が計画停電（第4グループ）の対象となった。</p> <p>また、計画停電による鉄道の運休・削減、夏期節電など、その影響は長期にわたり続いた。</p> <p>区では、計画停電対象地区に対し、新聞朝刊による折り込みチラシ配布や広報、地元説明会を実施したほか、全区民向けに、防災行政無線、区民安全・安心メールシステム、ホームページ、拡大チラシの掲示により停電情報を周知するなど、生活の混乱防止策を講じた。</p>
<p>■放射性物質拡散の影響</p>	<p>平成23年3月23日（水）、金町浄水場で『乳児の飲用にに関する暫定的な指標値』を超える放射性ヨウ素が検出され、乳児に対して2日間の水道水摂取制限を行った。</p> <p>区では、東京都から飲料水の提供を受けるとともに、区と東京コカ・コーラボトリング(株)との協力協定に基づき飲料水を調達し、乳児一人あたり約500ml入りペットボトル9本を配布した。</p>

被災地支援

区では震災の区内被害に対応する一方、被災地支援のため3月17日（木）に大田区被災地支援本部、4月7日（木）には大田区被災地支援ボランティア調整センターを設置し、救援物資の供給、医療救護支援、ボランティア派遣などを実施した。

このほか、原子力災害からの避難者に対する区民住宅等の提供や、義援金や寄付金の募集など、多岐にわたる援助を行った。

この支援活動を通じて、区民と区職員が一体となってボランティアを行う、新しい大田区独自方式を作り出したことや、実災害の対応を経験したこと、被災地と信頼のあるつながりを持ったことは、区にとって非常に大きな財産である。

目的

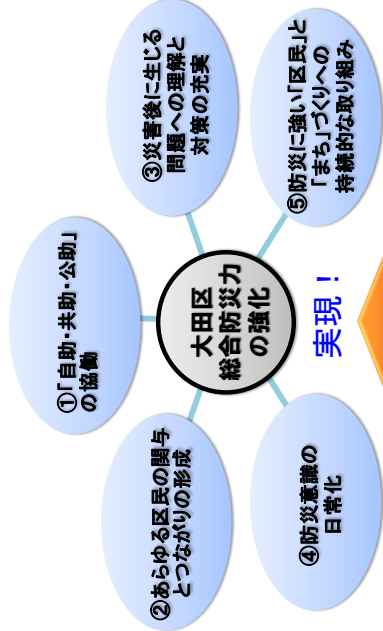
本報告書は、大田区における防災課題と解決の方針及びこれらからの抽出・検討過程を提示することで、今後、総合防災力強化を具体的に進めていく際の方向性を示すことを目的としています。

「総合防災力強化」基本的な考え方と方針

- 東日本大震災の教訓の総括
- 「総合防災力強化」を実現するための方針

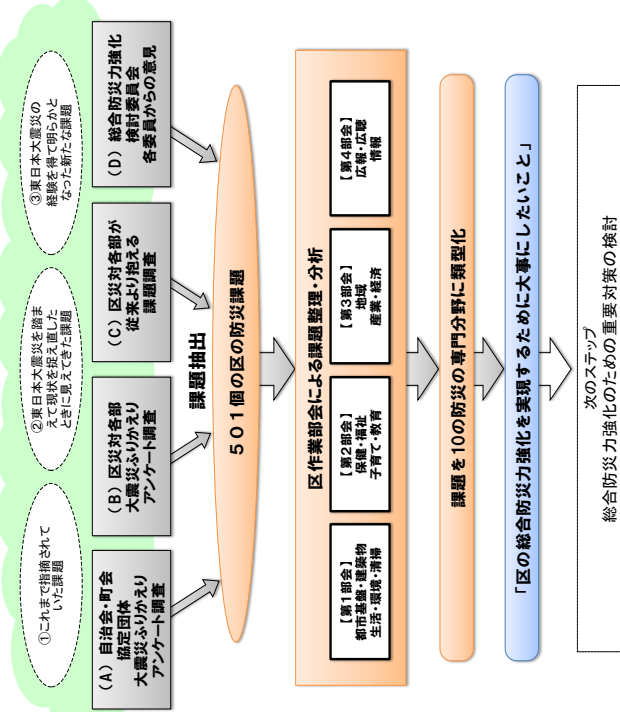
方針 - 総合防災力強化のための「5つの柱」-

- ① 「自助・共助・公助」の協働
→ 区民・地域・区が協働することで防災力の強化を推進できる仕組みを作ります。
- ② あらゆる区民の関与とつながりの形成
→ あらゆる区民が災害発生後に相互に支え合うことのできる体制を構築します。
- ③ 災害後に生じる問題への理解と対策の充実
→ 災害発生後に生じる問題への理解を深め、ハード・ソフトの両面から対策を推進します。
- ④ 防災意識の日常化
→ 日常生活の中に、防災面の強化・充実につながる取り組みを織り交ぜ、総合防災力を育てます。
- ⑤ 防災に強い「区民」と「まち」づくりへの持続的な取り組み
→ まちを計画的に育てる一方で、持続的な見直しと改善も行い、防災に強い区民とまちを作ります。



大田区の防災課題

本区が抱える防災課題の抽出を目的に、3種類のアンケート調査を行い、それに、検討委員会委員からの意見や要望等を加え、区の総合防災力強化につなげるべき防災課題としました。

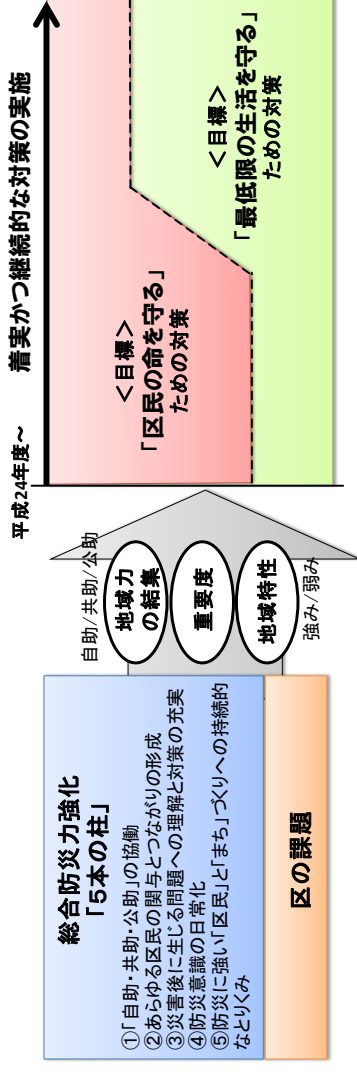


左記の整理作業の結果、抽出された防災課題を以下の10分野に分類して整理しました。

- (1) 都市基盤・建築物分野
- (2) 生活・環境・清掃分野
- (3) 保健・医療・福祉分野
- (4) 子育て・教育分野
- (5) 地域分野
- (6) 産業・経済分野
- (7) 広報・広聴分野
- (8) 情報分野
- (9) 総合分野
- (10) 分野横断的対策・その他分野

防災力強化の視点

本区の総合防災力強化のための具体的な対策を、①区民の命を守るための対策、②最低限の生活を守るための対策という視点で打ち出しました。さらに、大田区の特徴性を活かした対策であることを重視し、①地域防災力を維持・強化する対策、②地域特性を踏まえた対策という視点もプラスしました。



5つの「主要対策」

- ① ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換
→ 被災時にボランティアの円滑かつ適切な活用を図り、活動で得た知見を平時に地域へ還元する仕組みを構築する。
- ② 線と面による防災まちづくりの促進
→ ハード、ソフトの両面から防災まちづくりを推進する。
- ③ 臨海部企業と連携した防災対策の促進
→ 臨海部企業の防災対策を充実するとともに、企業力を活用した災害時の応急活動体制を構築する。
- ④ 医療救護体制の見直し
→ 災害時における迅速な医療救護活動を実現する。
- ⑤ 学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築
→ 地域住民との協働により、単に「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へと転換を図る。

防災力強化のための「重要対策」

- I. 「区民の命を守る」ための対策
 - (1) 建築物倒壊による死者数を減らす
 - (2) 延焼火災による死傷者を減らす
 - (3) 災害時要援護者の安全を確保する
 - (4) 円滑な情報収集・発信を実現する
 - (5) 安全な避難空間を確保する
 - (6) 安全な場所へ誘導・搬送する
 - (7) 迅速な医療救護を実施する
 - (8) 緊急車両の通行を可能にする
 - (9) 円滑な災害時輸送を可能にする
 - (10) 津波による死傷者をなくす
 - (11) 放射能からの被害を軽減する
 - (12) 災害対応に必要なエネルギーを確保する
- II. 「最低限の生活を守る」ための対策
 - (13) 道路ネットワークを確保する
 - (14) ライフラインの機能を維持・回復する
 - (15) 学校避難所を円滑に管理運営する
 - (16) 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する
 - (17) 広報・広聴を充実する
 - (18) 物資備蓄の推進と供給体制を構築する
 - (19) 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する
 - (20) 区民の防災教育を強化する
 - (21) 地域の企業との関係を構築する
 - (22) 大量の災害廃棄物を円滑に処理する
 - (23) 人権に配慮した防災対策を推進する

I. 「区民の命を守る」ための対策

目標1 建築物倒壊による死者数を減らす

対策方針	対策項目
1. 建築物・住宅の耐震化の促進	民間建築物の耐震化 福祉施設の耐震化 エレベーター、看板等による被害防止
2. 家具類の耐震化促進	家具の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止
3. 土砂災害対策の促進	がけ・よう壁等の安全対策の促進
4. 地盤液状化対策の促進	建築物の液状化対策の促進

目標2 延焼火災による死傷者を減らす

対策方針	対策項目
1. 木造密集市街地の解消	大森中地域、羽田地域、西蒲田地域などにおける防災まちづくりの推進
2. 安全な避難施設の確保	避難所の確保 避難道路の整備
3. 防災まちづくりの推進	ハード・ソフトが一体となった防災まちづくりの促進
4. 消防・危険物対策の推進	区民の初期消火能力の向上 消防活動環境の整備 危険物等による被害防止

目標3 災害時要援護者の安全を確保する

対策方針	対策項目
1. 福祉避難所の運営体制の確立	管理運営体制の確立 災害時受入れ基準の策定 訓練等の実施
2. 災害時要援護者への支援体制の確立	支援体制の確立

目標4 円滑な情報収集・発信を実現する

対策方針	対策項目
1. 情報連絡体制の強化	区と地域の連絡体制の強化 区内部の連絡体制の強化 情報の整理・分析体制の構築
2. 情報連絡手段の確保	区民への情報提供手段の確保
3. 情報システムの代替手段の確保	情報システムの代替手段の確保 障がい者への情報提供体制の構築
4. 情報連絡体制のユニバーサルデザイン化	外国人（旅行者）への情報提供対策 外国人（在住者）への情報提供対策

目標5 安全な避難空間を確保する

対策方針	対策項目
1. 避難所等の安全強化	避難所の安全強化 避難場所の再検討
2. 集合住宅での居住継続の推進	「高層難民」数の軽減
3. 帰宅困難者対策の強化	帰宅困難者対策方針の見直し 一時収容場所の確保 帰宅支援方法の充実
4. 被災建築物による二次災害の防止	応急危険度判定の実施

目標6 安全な場所へ誘導・搬送する

対策方針	対策項目
1. 迅速な避難誘導の実施	情報伝達・避難誘導訓練の実施
2. 傷病者の医療機関への搬送	医療機関との連携強化 患者の搬送手段の確保
3. 再避難対策の促進	再避難時の安全確保 避難誘導方法の周知

目標7 迅速な医療救護を実施する

対策方針	対策項目
1. 医療救護体制の確立	医療救護体制の見直し 広域的な支援の受入 医療ボランティアの受入れ
2. 医療救護環境の整備	災害時活動訓練の実施 通信手段の確保 災害時医薬品の確保 医療活動環境の整備

目標8 緊急車両の通行を可能にする

対策方針	対策項目
1. 橋梁等の耐震化の促進	橋梁・跨線橋の耐震化促進
2. 沿道建築物の耐震化の促進	緊急輸送道路及び沿道耐震化道路沿いの建築物の耐震化
3. 液状化による通行障害の防止	下水道施設の液状化対策

目標9 円滑な災害時輸送を可能にする

対策方針	対策項目
1. 地域の多様な資源を活用した災害時輸送ルートの確保	水上輸送ルートの確保 救援物資配送システムの構築

目標10 津波による死傷者をなくす

対策方針	対策項目
1. 津波からの避難態勢の見直し・強化	津波危険への再認識 津波からの避難方法の確立 防衛体制の整備 避難ビルの確保

目標11 放射能からの被害を軽減する

対策方針	対策項目
1. 放射能災害対策の見直し・強化	放射能対策の構築 区民の放射能災害についての知識強化

目標12 災害対応に必要なエネルギーを確保する

対策方針	対策項目
1. エネルギー対策の強化	非常用電源の確保 燃料の確保

II. 「最低限の生活を守る」ための対策

目標13 道路ネットワークを確保する

対策方針	対策項目
1. 道路ネットワークの確保	道路ネットワークの確保による災害対応力の向上 被災時の応急・復旧対策の向上

目標14 ライフラインの機能を維持・回復する

対策方針	対策項目
1. ライフライン機能の維持・回復	施設の耐震化 家庭・地域における備蓄や調達の推進

目標15 学校避難所を円滑に管理運営する

対策方針	対策項目
1. 児童・生徒の安全確保	児童・生徒の安全確保 防災訓練の実施 保護者への情報連絡
2. 学校避難所の管理運営	避難所の管理運営に関する区民への周知と意識啓発 訓練による災害時対応の習熟
3. 学校防災拠点の設置	児童・生徒のボランティア活動 学校防災拠点を設置し役割・活動体制を構築する 情報収集伝達ラインの強化

目標16 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する

対策方針	対策項目
1. 応急住宅確保の事前準備	応急住宅の確保 地域コミュニティの確保

目標17 広報・広聴を充実する

対策方針	対策項目
1. 区民への広報・広聴手段の充実	区民への広報・広聴手段の充実

目標18 物資備蓄の推進と供給体制を構築する

対策方針	対策項目
1. 物資備蓄・供給の促進	家庭や事業者等における自助努力の強化 円滑な物資供給と搬送の仕組みの構築

目標19 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する

対策方針	対策項目
1. 関係づくり・担い手づくりの促進	防災コミュニティの充実 防災担い手の育成
2. 消防団の環境整備	消防団活動の向上
3. 実践的な防災訓練の推進	実践的な防災訓練の普及 区職員の防災意識の向上
4. 災害ボランティアセンターの運営	ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティア活動の地域還元 ボランティア活動の地域還元

目標20 区民の防災教育を強化する

対策方針	対策項目
1. 区民防災教育の強化	地域特性と被害状況の把握 予防、応急・復旧、復興に係る防災対策の習得 防災知識の地域還元 児童・生徒の防災教育の充実

目標21 地域の企業との関係を構築する

対策方針	対策項目
1. 企業の防災対策の推進	中小企業の防災対策支援体制の構築 臨海部企業との連携の促進 協定締結事業者の実効性の確保
2. 事業者・地域間の関係づくりの促進	事業者・地域間の交流機会の創出 事業者の技術力などの防災対策への活用 事業者の社屋などの防災対策への活用

目標22 大量の災害廃棄物を円滑に処理する

対策方針	対策項目
1. 災害廃棄物の円滑な処理の促進	災害廃棄物の処理方針の検討
2. 流出した危険物への的確な対応	流出した危険物への的確な対応 検査

目標23 人権に配慮した防災対策を推進する

対策方針	対策項目
1. 人権に配慮した防災対策の推進	関係主体者の参加機会の促進 あらゆる主体者の協力関係の構築

2 大田区総合防災対策の実施方針

1 基本方針と実施計画

東日本大震災や阪神・淡路大震災の経験と教訓をふまえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じて主体的・機動的に対応できる予防、応急・復旧、復興対策が欠かせない。

区は、災害の被害を最小限に抑えるために、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助の連携によって、下記の総合防災対策と地域防災力を一層強化していく。

1 基本方針

(1) 総合防災対策の前提

①「大田区総合防災力強化検討委員会」報告

区の防災課題と解決の方針等の検討結果を提言としてまとめたものであり、今後の総合防災力強化を具体的に進めていく方向性とする。

②「首都直下地震等による東京の被害想定」

都は、東日本大震災をふまえ、現行の被害想定（平成 18 年 5 月）を見直したため、大田区の地域防災計画の修正にあたって前提条件とする。

③「大田区地域防災計画（平成 22 年修正）」の見直し

東日本大震災の教訓と対応で培った経験により、現行の防災対策を抜本的に見直す。

(2) 総合防災対策の基本的な考え方

これまでの首都直下地震対策は十分だったか、津波対策等の新たな問題にどう向き合うか、これを東日本大震災の教訓目標として「5つの柱」を防災力強化の基本方針とする。

◎「5つの柱」…①「自助・共助・公助」の協働 <協働の仕組みづくり>

② あらゆる区民の関与とつながりの形成 <相互の支え合い>

③ 災害後に生じる問題の理解と対策の充実<ハード・ソフト対策推進>

④ 防災意識の日常化 <日常生活の中に取り組みを織り交ぜる>

⑤ 防災に強い「区民」と「まち」づくりへの持続的な取り組み
<継続的の実践できる仕組みづくり>

2 実施計画

上記基本方針を踏まえて、「区民の命を守る」「最低限の生活を守る」「地域防災力を維持・強化する」「地域特性を踏まえる」の視点から、防災力強化のための具体的対策を策定する。

(1) 5つの主要対策

①ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への転換

→被災時のボランティア活用と活動で得た知見を平時に地域還元するしくみを構築する。

②線と面による防災まちづくりの促進 → ハード、ソフト両面から防災まちづくりを推進する。

③臨海部企業と連携した防災対策の促進→臨海部の防災対策と災害時応急活動体制を構築する。

④医療救護体制の見直し → 災害時における迅速な医療救護活動を実現する。

⑤学校防災拠点の設置及び情報収集伝達戦略の構築

→地域住民との協働で、学校を「逃げ込む場所」から「災害に立ち向かう場所」へ転換する。

(2) 防災力強化のための「23の重要対策」

I 「区民の命を守る」ための対策	II 「最低限の生活を守る」ための対策
(1) 建築物倒壊による死者数を減らす	(13) 道路ネットワークを確保する
(2) 延焼火災による死傷者を減らす	(14) ライフラインの機能を維持・回復する
(3) 災害時要援護者の安全を確保する	(15) 学校避難所を円滑に管理運営する
(4) 円滑な情報収集・発信を実現する	(16) 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する
(5) 安全な避難空間を確保する	(17) 広報・広聴を充実する
(6) 安全な場所へ誘導・搬送する	(18) 物資備蓄の推進と供給体制を構築する
(7) 迅速な医療救護を実施する	(19) 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する
(8) 緊急車両の通行を可能にする	(20) 区民の防災教育を強化する
(9) 円滑な災害時輸送を可能にする	(21) 地域の企業との関係を構築する
(10) 津波による死傷者をなくす	(22) 大量の災害廃棄物を円滑に処理する
(11) 放射能からの被害を軽減する	(23) 人権に配慮した防災対策を推進する
(12) 災害対応に必要なエネルギーを確保する	

(3) 具体的な取り組みと事業展開

1) 実施時期

今後10年間で4時期で見据えるとともに、重点的に取り組む時期も示していく。

- ① 緊急対応期（平成24年度）
- ② 短期 // （平成25～27年度）
- ③ 中期 // （平成28～32年度）
- ④ 長期 // （平成33年度～）

2) 総合防災力強化に向けた事業展開

次に示す「大田区総合防災力強化に向けた事業展開について」のとおり

3) 緊急対応期に緊急かつ継続的に取り組む事業内容

次に示す「大田区総合防災力強化プログラム（平成24年度）」のとおり

4) ハード部門における防災対策の事業展開

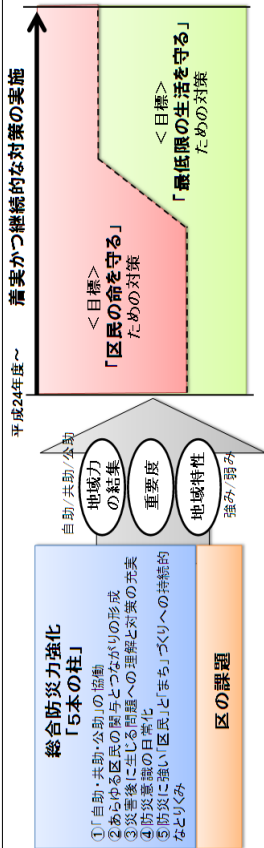
次に示す「大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）」のとおり

「区民の命を守ることが第一」「逃げないですむまちづくり」「安全に避難できる」ために、地震（揺れ）、火災（延焼火災）、液状化、津波等の対策を着実に推進する。

2 大田区総合防災強化に向けた事業展開について

1 基本的な考え方

- 平成24年1月に大田区総合防災強化検討委員会から、今後の防災対策を進めていくうえで、大事にすべき「5本の柱(基本方針)」や対策等の提言があった。
- 提言の中では、対策の内容により強弱をつけた事業展開を行う必要性が唱えられている。まずは「区民の命を守る」ための対策を重点的に実施し、徐々に「最低限の生活を守る」ための対策へ移行していく必要があるとされている。(下図参照)
- 区では、この提言の主旨を十分踏まえるとともに、平成24年4月に公表された東京都の被害想定を勘案し、防災対策の展開を図っていく。



2 事業の具体的な実施時期

対 策	実施時期				関係部局
	緊急 (H24年度)	短期 (～H27年度)	中期 (H28年度～)	長期 (H33年度～)	
【主要対策1】 ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への駐機	――	――	――	――	地域振興部 福祉部
【主要対策2】 ボランティア調整センターを中心とした災害ボランティアセンター運営への駐機	――	――	――	――	地域振興部 福祉部
【主要対策3】 臨海部企業と連携した防災対策の促進	――	――	――	――	まちづくり推進部 都市基盤整備部
【主要対策4】 医療救護体制の見直し	――	――	――	――	保健所
【主要対策5】 学校防災拠点の設置及び情報収集伝達連絡網の構築	――	――	――	――	地域振興部 教育総務部
【主要対策6】 建築物倒壊による死傷者を減らす	――	――	――	――	地域振興部 都市基盤整備部 保健部、福祉部
【主要対策7】 延焼火災による死傷者を減らす	――	――	――	――	まちづくり推進部 都市基盤整備部 (連続立体事業本部)
【主要対策8】 災害時要援護者の安全を確保する	――	――	――	――	地域振興部 福祉部 こども家庭部 教育総務部
【主要対策9】 円滑な情報収集・発信を実現する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部 保健部 (保健、都市基盤)
【主要対策10】 安全な避難空間を確保する	――	――	――	――	まちづくり推進部 都市基盤整備部 教育総務
【主要対策11】 安全な場所へ誘導・搬送する	――	――	――	――	地域振興部 (保健所)

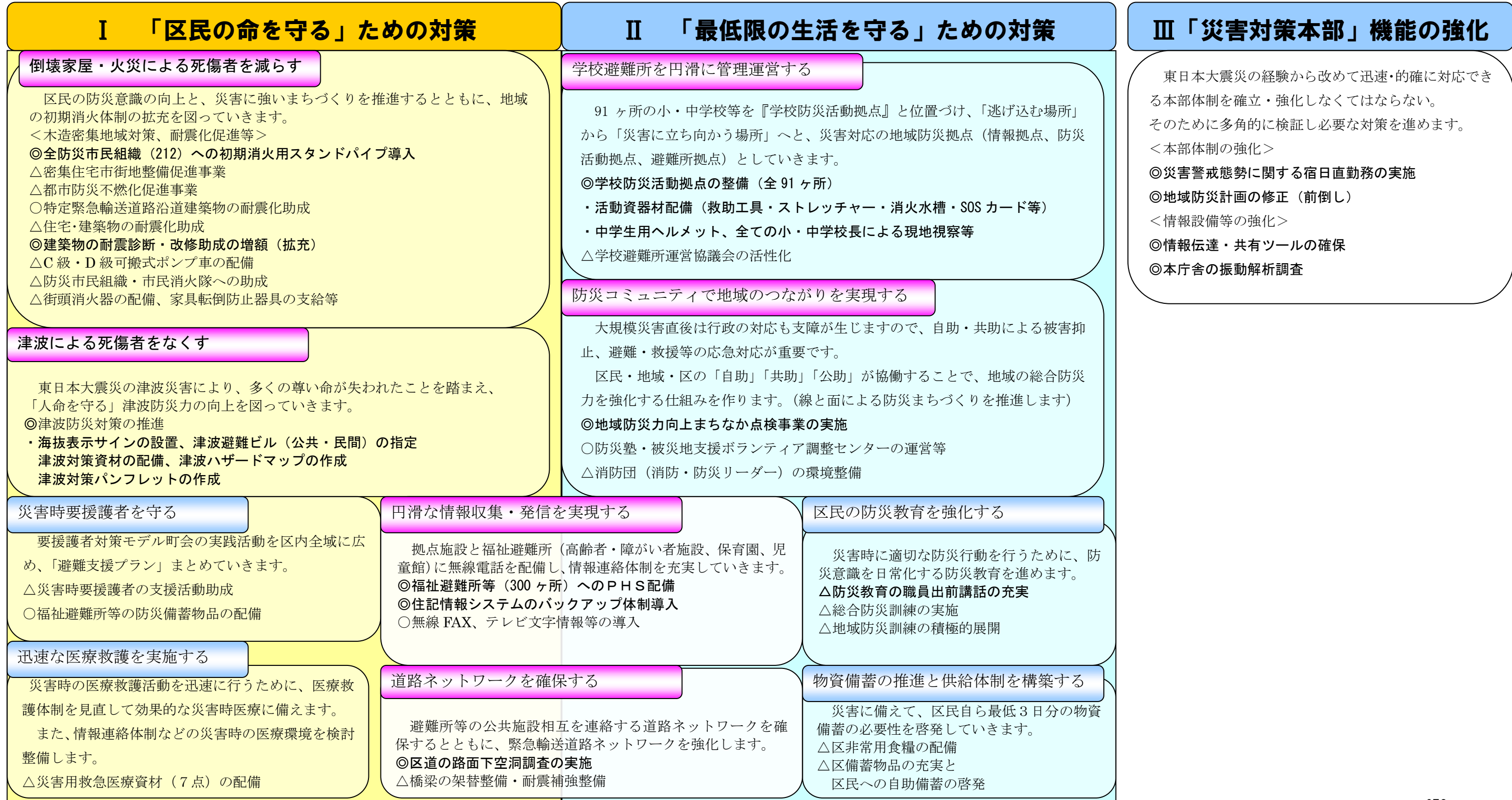
対 策	実施時期				関係部局
	緊急 (H24年度)	短期 (～H27年度)	中期 (H28年度～)	長期 (H33年度～)	
【重要対策7】 迅速な医療救護を実施する	――	――	――	――	地域振興部 福祉部 (連続立体事業本部)
【重要対策8】 緊急車両の通行を円滑にする	――	――	――	――	まちづくり推進部 都市基盤整備部 連続立体事業本部
【重要対策9】 円滑な災害時輸送を可能にする	――	――	――	――	地域振興部 まちづくり推進部 都市基盤整備部 連続立体事業本部
【重要対策10】 津波による死傷者をなくす	――	――	――	――	地域振興部 まちづくり推進部 都市基盤整備部 (総務管理)
【重要対策11】 放射能からの被害を軽減する	――	――	――	――	地域振興部 環境清浄部 教育総務部
【重要対策12】 災害対応に必要なエネルギーを確保する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部 環境清浄部
【重要対策13】 通信ネットワークを確保する	――	――	――	――	まちづくり推進部 都市基盤整備部
【重要対策14】 ライフラインの機能を維持・回復する	――	――	――	――	地域振興部 まちづくり推進部 都市基盤整備部 教育総務部
【重要対策15】 学校避難所を円滑に管理運営する	――	――	――	――	地域振興部 こども家庭部 教育総務部
【重要対策16】 地域コミュニティに配慮した応急住宅を確保する	――	――	――	――	地域振興部 まちづくり推進部
【重要対策17】 広報・広報を充実する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部 福祉部
【重要対策18】 物資備蓄の推進と供給体制を構築する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部 産業経済部
【重要対策19】 防災コミュニティづくりで地域のつながりを強化する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部 教育総務部 (福祉部)
【重要対策20】 区民の防災教育を強化する	――	――	――	――	地域振興部 産業経済部 こども家庭部 教育総務部
【重要対策21】 地域の企業との関係を構築する	――	――	――	――	各部
【重要対策22】 大重の災害廃棄物を円滑に処理する	――	――	――	――	環境清浄部
【重要対策23】 入籍に配慮した防災対策を推進する	――	――	――	――	総務管理 地域振興部

3 大田区防災対策緊急プロジェクト 「大田区総合防災プログラム」 <平成24年度>

大田区は、『東日本大震災』の経験と教訓を真摯に受け止めるとともに、首都直下地震に備えて「区」と「区民」が一体となった総合防災力の着実な向上のために、平成23年7月から区民、学識経験者等によって大田区総合防災力強化検討委員会を設置・検討してきました。検討の結果、「区民の命を守る」、「最低限の生活を守る」の二つの視点から、地域特性や脆弱性も踏まえて防災対策の提言をいただきました。自助と共助と公助の、地域力と公共力を結集して継続的に実施していくことで区の総合防災力も着実に強化されます。

大田区は、地域の総合防災力を強化していくために、本報告書の提言及び東京都の首都直下地震等による新たな被害想定もふまえ、このプログラムによって緊急かつ継続的に展開すべき重点施策を着実に実施していきます。

凡例： ◎24年度緊急対応事業 ○24年度当初新規事業 △24年度継続事業



<Ⅰ 実施方針策定に当たって>

(1)趣旨

この方針は、平成24年4月18日に公表された「首都直下地震等における新たな被害想定」に基づく、大田区全域で想定される震度6強の大きなゆれなど大規模な震災に対応するため、これまでの防災対策並びに大田区総合防災力強化検討委員会(平成24年1月25日)報告書に掲げられた対策と併せて緊急に講ずべき新たな対策を実施するため策定する。

(2)新たな被害想定で顕著化した課題

「首都直下地震等における新たな被害想定」における直下型地震、海溝型地震等が本区にもたらす被害を視野に入れ、「地震(ゆれ)」「火災」対策はもとより「液状化」「津波」に対する新たな防災対策を講ずる必要がある。
また、これまで地震発生時に逃げないですむまちづくりを目指していたが、区内広範囲に及ぶ延焼火災や津波の発生が想定されるため、安全に避難するための取り組みについても力を入れる必要がある。



<Ⅱ 基本的な考え方>

(1)実施方針(ハード部門)の位置づけ

これまで「首都直下型地震による東京の被害想定」(平成18年5月東京都公表)を前提に、実践的な防災対策に取り組んできたが、新たな被害想定を受け、今後10年を見据え、4年内に緊急的に取り組む短期的対策並びに10年を目途に重点的に取り組む中・長期的対策を示すものである。

また、本指針に定められた目標や対策については、大田区防災対策緊急プロジェクト「大田区総合防災力プログラム」に盛り込むこととする。

(2)緊急防災対策の推進

地震発生時に逃げないですむまちづくりと併せて安全に避難することができる施策を加え、区民のかけがえのない生命を守ることを第一に「地震(ゆれ)」「火災」「液状化」「津波」に対する防災対策についての具体的な方針を示し、対策の緊急性、重要性を鑑み、地域力と行政力を結集し、着実な推進を図るものとする。

<Ⅲ 実施方針(ハード部門)>

1 地震(ゆれ)対策

倒壊家屋による死傷者を減らすために、建物の耐震化を推進する。また、ゆれに伴う二次的な被害を軽減するため、多様な耐震対策を実施する。

(1) 建築物の倒壊を防ぐ

- ◆建築物の耐震化の促進
 - ◎住宅・マンション等民間建築物の耐震化促進
 - ・区公共建築物の耐震化促進
- ◆特定の幹線道路沿道における建築物の耐震化

(2) 避難路を強化する

- ◎沿道耐震化道路沿道建築物の耐震化促進(「I-1」の拡充)
- ◆橋梁の耐震性向上及び補修促進
 - ・架替、耐震補強整備(鉄道及び環状7号線を跨ぐ橋、呑川及び内川に架かる橋)
 - ・歩道橋の見直し検討(落橋検討)
- ◆区道の点検強化
 - ◎区道の路面下空洞調査の実施

(3) 都市基盤施設の損傷を防ぐ

- ◆護岸・堤防の耐震化
 - ・防潮堤の整備促進(「4 津波対策」の再掲)
- ◆ライフライン(下水)の耐震化
 - ・下水道耐震化工事(H25 事業完了)
 - ・マンホール浮上抑制対策(H25 事業開始)

(4) 多様なゆれ被害に対応する

- ◆急傾斜地(かけ・擁壁)崩壊防止の促進
- ◆ブロック塀等の倒壊防止
- ◆エレベーターの閉じ込め防止対策推進
- ◆窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物などの落下物防止対策推進

2 火災(延焼火災)対策

延焼火災による死傷者を減らし、区民の財産を守るため、建築物の不燃化を進め、延焼の発生・拡大を防止するとともに、避難路を確保する。

(1) 延焼を防ぐ

- ◆新防火規制の適用の検討
 - 建築物の不燃化を促進するため、建替え時には燃えにくい準耐火・耐火建築物とする都条例による規制の適用を区内全域を対象として検討
- ◆整備地域(大森中地区)における沿道不燃化による延焼遮断帯の形成
- ◆整備地域(羽田地区)における木密事業の推進(建替え促進)

(2) 避難路を整備する

- ◆都市計画道路及び電線類等地中化の整備
 - ・都市計画道路の整備(区画街路1号、補助43、44号、補助38号線、連続立体交差事業関係)
- ◆整備地域(羽田地区)における木密事業の推進(区画道路の整備)

3 液状化対策

液状化による建物被害やライフラインの停止を防ぐため、液状化に強い建物づくりについて情報提供を行う。

(1) 液状化被害の発生を防ぐ

- ◆地盤情報の提供
- ◆地盤改修工法等の情報提供

4 津波対策

津波が区民の生命に危険を及ぼすことがないように、水門施設の強化を行う。

(1) 臨海部周辺の安全度の向上を図る

- ◆水門操作訓練の強化
- ◆防潮堤の整備促進(公共溝渠の整備と水門廃止:南前堀、北前堀、旧呑川、貴船堀)

5 その他の対策

被災後の安全な空間確保など多面的な対策を講じることで、円滑な初期対応による関連被害の軽減や早期の復旧に資する。

(1) 安全に避難できる場所の確保等

- ◆都市計画公園等の整備と公園における防災機能の拡充
 - ・都市計画公園の整備(田園調布せせらぎ公園、佐伯山緑地など)
- ◆夜間における安全な避難誘導施設の確保
 - ・LED型街路灯などの整備
 - ・道路、公園における夜間避難誘導施設の整備(独立電源が利用可能な照明設備)
- ◆災害時における水上交通網の確保
 - ・不法係留船舶対策の促進(東京都と連携した呑川の不法係留船舶対策)

(2) 区民協働の推進

- ◆区民自らが生命財産を守る自助の観点から、日常生活において家具の転倒に対する対策、避難ルートの確認、消火器の常備による初期消火などを実施できるよう、地域と行政が一体となって普及啓発を強力に推進する。

※ ◎は、大田区総合防災力プログラムの平成24年度第一次補正予算額に計上した事業